

# 指定管理鳥獣捕獲等事業の設計時の留意点

株式会社 野生動物保護管理事務所  
岸本 康誉

## 講演要旨

鳥獣による被害が深刻化、長期化する中で、集中的かつ広域的な管理が必要な鳥獣が指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）として指定され、都道府県等は捕獲を強化するために指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、捕獲等事業を実施している。ここでは指定管理鳥獣捕獲等事業をより安全に効果的に進めていくために、本計画の位置づけ、計画策定や事業の進行管理のポイントについて解説する。

### ■指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけ

都道府県が定める第二種特定鳥獣保護管理計画については、農林業被害の防止や生態系への影響の軽減、安定的な個体群の維持を目的としている一方で、指定管理鳥獣捕獲等事業は、安全かつ効果的な捕獲を迅速に実施していくことが目的である。指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画は年度計画であり、年度内の目標の設定や効果の検証が可能な形で事業を設計していく必要がある。被害評価等に関してはその効果の発現に数年かかることもあり、各計画の役割を明確にしておくことが、事業評価の上でも不可欠である。

### ■捕獲事業を設計する上で押さえておくべきポイント

捕獲事業を設計する上では、捕獲「事業」全体の流れ捕獲「作業」の流れを理解し、特に発注者や管理者は、指定管理鳥獣捕獲等事業計画に定める事業の目的、実施場所、実施期間、捕獲手法の選択、捕獲目標、捕獲作業の記録と報告等について、定める必要がある。その中で本講義では、県域スケールの情報から捕獲実施場所を設定するポイント、事業地周辺地域等の情報から捕獲目標を設定する具体的な方法、事業の効果検証や見直しに必要な記録項目等について、解説する。

### ■事業の進行管理のポイント

事業の進行管理は、日頃の捕獲作業の安全管理、現状を踏まえた契約変更、当年度事業の課題を踏まえた次年度事業への反映等を行う上で、現場監督者、事業管理者に不可欠な役割である。これらの進行管理は捕獲作業による報告や管理者による進捗確認に関する負担が軽減できる仕組みを取り入れることが、捕獲事業全体の効率性を高める上で重要である。事業評価の方法と合わせて、情報管理システムを活用した事業の進行管理の在り方について解説する。